

事業計画（変更）

2020年4月～2021年3月

一般社団法人授業目的公衆送信等補償金管理協会

事業計画

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策により教育機関がやむを得ず遠隔教育を実施せざるを得ない状況下、教材等における著作物利用の円滑な授業目的利用環境を確保するため、利用者団体へ意見聴取のうえ、著作権法第 104 条の 13 第 1 項に基づき文化庁長官に補償金の額を零円とする認可を受ける（合わせて補償金関係業務の執行に関する規程も届け出る）。
- (2) 補償金の額の認可により補償金制度が実施されて以降の 2020 年度と 2021 年度以降の管理方法をそれぞれ検討、管理施策を実施する。
 - ① 2020 年度
 - (ア) 「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」にてとりまとめた「改正著作権法第 35 条運用指針（令和 2（2020）年度）」を柱とした著作権及び改正 35 条の周知徹底
 - (イ) 授業目的公衆送信を行う教育機関（設置者）からの届出受理
 - (ウ) 利用実態の把握のためのサンプル調査の実施
 - (エ) 教育機関の協力を得た 2021 年度へ向けた利用報告方法の検討
 - (オ) 管理用データベースの構築
 - ② 2021 年度へ向けた準備
 - (ア) 補償金支払契約書及び契約条項の内容の検討
 - (イ) 周知活動の継続（教育機関等への補償金の額、必要な手続きの案内含む）
- (3) 法第 104 条の 13 第 1 項に基づき文化庁長官に認可を求める補償金の額の決定とそのため準備を行い、教育機関設置者の予算措置に間に合わせるべく、遅くとも第二四半期中に認可申請を行う。
 - ① 利用者団体に提示する補償金規程案及びその根拠の策定
 - ② 利用者団体からの意見聴取
- (4) 2021 年度以降実施する補償金関係業務の執行に関する規程（法第 104 条の 14）の制定と文化庁長官への届出を行う。
 - ① 補償金分配方法の検討、分配規程の策定
 - ② 法第 104 条の 15 第 1 項に規定する著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等の実施に向けた、内容の検討
- (5) 2021 年度以降適用する管理手数料について検討する。
- (6) 本会が行う著作権又は著作隣接権の管理業務（ライセンス関係）の実施へ向け、文化庁長官へ著作権等管理事業者としての登録を行う。これと平行して管理委託契約（含む分配規程）、使用料規程等を整備し、準備が整った段階でそれぞれを著作権等管理事業法の定めに従い文化庁長官に対し届け出る。管理開始後は補償金の手続きと合わせ、教育機関設置者に対し周知し、手続きを促す。
- (7) 授業目的公衆送信補償金管理事業、著作権管理事業実施のために必要なシステム開発等を行う。

- (8)ガイドラインや普及啓発について検討する「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」の実施・運営を継続して行う。
- (9)今後の普及啓発活動について、フォーラムの検討結果を踏まえ、教育機関等を支援又は協働し、既に制度が開始されていることを前提に実施する。
- (10)教育機関等の著作権に関する問い合わせに対応するため、ヘルプデスクの設置等について検討する。
- (11)当初の補償金対象の利用実態や ICT 教育の進展を踏まえた、将来の補償金の額のあり方について検討する。
- (12) Web Site を運営し、補償金制度や本会の運営に関する情報の周知に務めるなど、必要な広報を行う。
- (13) 理事会を年 10 回程度開催する。
- (14) 定時社員総会を 6 月に開催する。